

改正

令和元年6月25日規則第9号

川口市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）第8条の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置等)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

2 法第11条第2項の規定により設置する専門分科会は、地域福祉専門分科会とし、当該専門分科会において調査審議する事項は、地域福祉に関する事項とする。

3 前項に規定する専門分科会のほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を設置することができる。

(専門分科会の委員等)

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議等)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第6条 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
（部会の設置等）

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び当該指定の取消しに関する事項

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定の取消しに関する事項

第8条 法第12条第2項の規定において読み替えて適用される法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会に、部会を置く。

2 前項の部会は、児童福祉専門分科会施設認可部会と称するものとし、当該部会においては、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項

（2）児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設の設置の認可（保育所に係るものに限る。）に関する事項及び同法第46条第4項に規定する児童福祉施設の設置者に対する事業の停止の命令に関する事項

- (3) 児童福祉法第59条第5項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項に規定する認定に関する事項並びに同法第7条第1項に規定する認定の取消しに関する事項
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に規定する事項
- (7) 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）第3条第1項、川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第3条第1項、川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）第3条第1項及び川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）第4条第1項に規定する勧告に関する事項

第9条 第7条第1項の規定により置く審査部会及び前条第1項の規定により置く部会のほか、必要に応じ、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に部会を置くことができる。

（部会の委員等）

第10条 部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、当該専門分科会長が指名する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第11条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、その部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

第12条 令第3条第3項に定めるもののほか、審議会は、部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第13条 審議会、専門分科会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会規則の廃止)

2 川口市社会福祉保健審議会規則（昭和53年規則第24号）は、廃止する。

附 則（令和元年6月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。